

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	松山観光港ターミナル
-----	------------

1. 施設の概要

所在地	松山市高浜町五丁目2259番地1	所管課	港湾海岸課
設置年月	平成12年10月 (施設設置後 8 年 6 月経過(平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	松山観光港ターミナル株式会社	県の出資額 (出資割合)	256,000 千円 (42.7 %)
施設の内容	待合室、多目的ホール、案内所、衛生施設、廊下、階段、機械室、高架通路等		
	(参考) 松山観光港ターミナルは、県と松山観光港ターミナル(株)との共有建物であり、管理区分として、待合室、通路、トイレ、階段など公共部分は県の持分、船会社等のテナント部分は同社の持分となっており、登記簿上、県が53%、同社が48%となっている。高架通路は、県が100%所有している。 なお、同社は、現ターミナルが供用されてから平成17年度までは管理委託を受けて、また18年度以降は指定管理者として、県有部分の管理を行っている。		
	施設の規模・構造等	[敷地面積] 15,220 m ² [構造] 鉄骨造2階	[延床面積] 3,909 m ²
	入居する 機関・団体名	なし	

2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	<p>松山観光港は、県都松山市の海の玄関口(フェリー、旅客船等の基地)として整備された。</p> <p>旧松山観光港ターミナルは、昭和41年に建設されたものであったが、建築後31年を経過し、施設の老朽化、狭隘化が問題となったことから建て替えられ、平成12年11月に現在のターミナルビルがオープンした。</p> <p>旅客ターミナルビルについては、公共的機能だけでなく、利用者や県民のためのサービス機能も含めた一体的な整備が必要であることから、公共的色彩の強い施設で収益の上がない公共部分については地方公共団体(県、市)が負担し、他の収益の上がる部分については第三セクターが負担し、官民一体となつての施設の整備(第三セクターが主体となり建設)が図られた。</p>	
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等		
施設設置に係る 総事業費	2,060,100 千円	

3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p><u>手段(どうすることにより・何を提供することにより)</u></p> <p>待合室、衛生施設等の公共スペースの機能を充実させることにより、利用者に快適な空間を提供する。</p> <p><u>意図(どのような状態にしたいのか)</u></p> <p>県都松山市の海の玄関としてふさわしい、利用者や県民の憩いの場となる効率的で機能的な旅客施設とする。</p>
<p>施設設置の効果</p>	<p>松山観光港ターミナルは、利用者に快適な空間を提供することが設置の目的であるが、施設の利用者数は船舶の利用者数に影響されるため、施設を設置したことによる効果を数字として現すことは困難である。</p>

4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<p>現在の松山観光港ターミナルビルは平成12年にオープンしたが、これに先立ち、平成6年に松山自動車道が川内・Cまで開通し、平成9年に伊予・Cまで延長され、更に平成11年にはしまなみ海道が開通した。</p> <p>これにより、乗用車で手軽に本州に渡ることができるようになり、また高速バスも著しく普及した。更に、原油高による運賃の値上げ、航路の廃止、減便などの影響が重なり船舶の利用客は減少し、それに伴って松山観光港での乗降者数も減少している。</p> <p>(参考: 松山観光港乗降者数の推移) (千人)</p> <table border="1" data-bbox="352 1865 1315 1933"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗降者数</td> <td>1,413</td> <td>1,468</td> <td>1,424</td> <td>1,423</td> <td>1,311</td> <td>1,247</td> <td>1,275</td> <td>1,210</td> <td>1,192</td> <td>1,035</td> </tr> </tbody> </table>	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	乗降者数	1,413	1,468	1,424	1,423	1,311	1,247	1,275	1,210	1,192	1,035
年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20													
乗降者数	1,413	1,468	1,424	1,423	1,311	1,247	1,275	1,210	1,192	1,035													
<p>今後予想される環境変化</p>	<p>今後、高速道路料金値下げの影響により、広島航路や阪神航路を中心に船舶の利用者数が減少することが予想され、それに伴って松山観光港ターミナルの利用者も減少することが考えられる。</p>																						

5. 施設の利用状況

	17年	18年	19年	20年	21年(見込)	参考事項												
利用者数の推移 (人)	1,274,717	1,209,275	1,191,841	1,034,254	1,000,000	松山観光港における乗降客数 集計は年次による												
利用料金収入 の推移 (千円)	0	0	0	0	0	待合室、トイレ等の公共スペースであるため、 施設利用料金は取っていない。												
施設の内容 の 利用 率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等													
	<p>当該施設は、旅客ターミナルであるため基本的に年中無休である。</p> <p>(参考) 松山観光港ターミナル株式会社としては、同社所有部分に売店・食堂・結婚式場がテナントとして入居しているほか、会議室の貸し出しを行っている。 また、当施設に併設して立体駐車場を有している。 結婚式場は水曜日が定休日となっているが、その他は、基本的に年中無休である。</p>																	
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目的内</th> <th>目的外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 100 %</td> <td>約 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>当施設は、待合室やトイレ、通路等の公共スペースを提供するものであり、目的外には使用されていない。</p>							目的内	目的外	割合	約 100 %	約 0 %						
	目的内	目的外																
割合	約 100 %	約 0 %																
利用の傾向等	「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">県内</th> <th rowspan="2">県外</th> </tr> <tr> <th>東予</th> <th>中予</th> <th>南予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 %</td> <td>約 %</td> <td>約 %</td> <td>約 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>旅客ターミナルという性格上、県内外を問わず不特定多数の者が利用するため不明。</p>							県内			県外	東予	中予	南予	割合	約 %	約 %	約 %
	県内			県外														
	東予	中予	南予															
割合	約 %	約 %	約 %	約 %														

6. 行政サービス水準の確認

		県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
他県(中四国各県)における同種又は類似施設設置状況	県立の同種又は類似施設の有無		有	有	有	有	有	無	有	無
	(有の場合) 施設名		・七類港旅客上屋 県境に位置するため 両県共有施設		・水島港客船待合所 ・宇野港通船待合所 ・楠木待合所	・広島港宇品旅客ターミナル	・岩国港ポートビル ・柳井ポートビル		・玉藻地区フェリー剥場 ・玉藻地区客船剥場	
	管理運営体制 (直営・指定管理)		直営	直営	直営	直営	直営		直営	
	参考事項	徳島県(徳島港)、高知県(宿毛港)にも旅客施設があるが、両港とも1航路のみであり、港湾施設を1社が占有していることから、旅客施設も船会社が建設・運営している。								
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等	なし			なし			なし		
	市町立施設等									
上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察	<p>松山観光港ターミナルは、年間100万人以上の利用者があり、公共のサービスを提供するうえで必要不可欠の施設である。</p> <p>また、中四国においても、フェリー航路を持つ港湾には旅客施設があり、そのほとんどが県営であることから、本県においても旅客施設を設置し、利用者に対し快適な空間を提供する必要があると考える。</p> <p>このようなことから、現状の行政サービスを継続して提供すべきであるとする。</p>									

7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
(施設設置～) H16まで	約	149,256 千円	(平均的な 年間経費) 約	37,314 千円 × (経過 年数) 4 年
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	33,977	29	・火災保険料(29千円)	
H18 (協定額)	30,503	29	・火災保険料(29千円)	
H19 (協定額)	29,587	29	・火災保険料(29千円)	
H20 (協定額)	28,699	29	・火災保険料(29千円)	

8. 施設が廃止された場合(「“県立”でなくなった場合」を含む)の県民生活への影響

松山観光港ターミナルは、愛媛県の海の玄関口として年間 100万人以上の利用客があり、待合室やトイレ等の廃止は現実的に不可能である。

また、当ターミナルの県有部分は、待合室やトイレ、通路など公共スペースであり、収入のない部分であることから、市町や民間で管理するとした場合、負担のみが増加することとなり、管理運営することは難しいと考えられる。

9. 施設の見直しに当たっての課題等

松山観光港ターミナルは、県と松山観光港ターミナル株式会社との共有の建物であり、待合室やトイレなどの公共スペースは県が、船会社等のテナント部分については同社の持分となっており、県が県有部分について見直しを行った場合、同社の経営等に影響を与えることが懸念される。

また、愛媛県港湾管理条例において、指定管理者に管理を行わせる港湾施設として定められているため、見直す場合は条例の改正が必要となる。